

# 凡 例

1. 平成31年3月31日現在の数値である。
2. 延長の単位はメートルである。
3. トンネルが二つの都道府県および政令指定市にまたがる場合は、当該トンネルを管理する都道府県（指定市）に、両都道府県（指定市）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（指定市）に、また、2都道府県以上にわたって管理区域を有する場合のトンネルについては延長の長い方の都道府県（指定市）に計上している。
4. 用語の説明  
「トンネル」は、山腹、台地、地下、水底等、自然の障害物を通過するために設けられたもので、人および車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物である。ただし、地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェッド等は含まない。